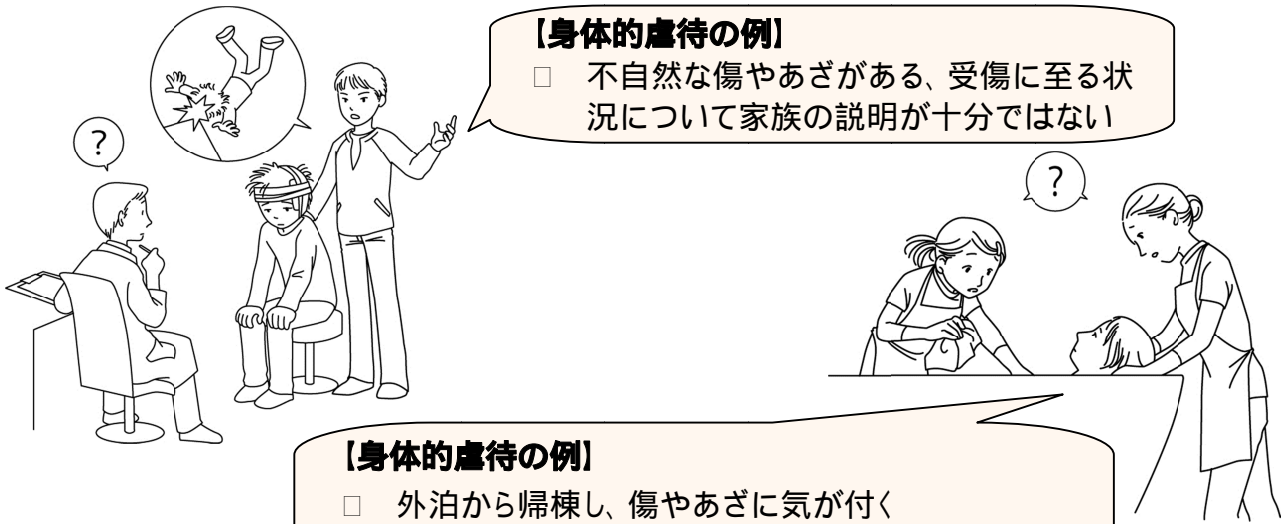


障害者虐待防止法では、医療機関の従事者は虐待の早期発見に努めなければなりません。

医療機関で気づくことのできる障害者虐待の例

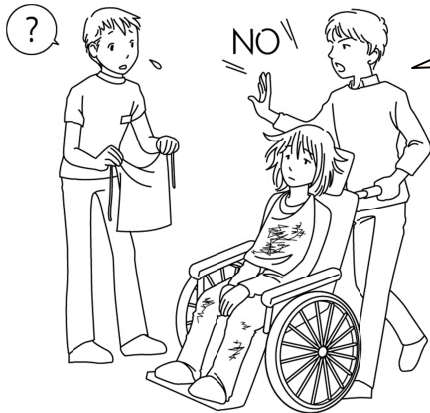


【身体的虐待の例】

- 不自然な傷やあざがある、受傷に至る状況について家族の説明が十分ではない

【身体的虐待の例】

- 外泊から帰棟し、傷やあざに気が付く
- 入浴介助の際に不自然な傷やあざ、ひどく痩せていることに気が付く



【放棄・放置の例】

- 不潔な状態で放置されている
- いつも同じ服を着せられている

④ 会計



【経済的虐待の例】

- 入院費を入金しない
- 小遣いを渡さない
- 通帳を渡さない
- 患者の障害年金等を搾取している

【放棄・放置の例】

- 家族と連絡が付かない
- 患者の引き取りを拒否する
- 劣悪な自宅環境で暮らしている

これらは医療機関で気づくことができる障害者虐待の一部を例として挙げたもので、その他にも**心理的虐待**(暴言など)、**性的虐待**(わいせつな行為など)があります。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者には通報の義務があります。

相談、通報にあたり、虐待のあったことを立証する必要はありません。

相談、通報にあたり、相談、通報者の秘密は守られます。

相談、通報は、市町村の障害者虐待防止センターです。通報先や対応の方法と手順を事前に確認しておくといでしょう。

患者さんのうち障害のある方のことをさします。